

国直轄除染の進捗状況概要 (平成29年2月28日時点)

面的除染の状況

※平成29年3月末までにすべての面的除染を完了することが目標

市町村	宅地		農地		森林		道路	
	実施率	実施数量 〔対象数量〕	実施率	実施数量 〔対象数量〕	実施率	実施数量 〔対象数量〕	実施率	実施数量 〔対象数量〕
南相馬市	96% (96%) 【100%】	4,300件 〔4,400件〕	97% (94%)	1,600ha 〔1,700ha〕	94% (92%)	1,200ha 〔1,300ha〕	99% (94%)	250ha 〔260ha〕
浪江町	97% (95%)	5,400件 〔5,600件〕	97% (95%)	1,400ha 〔1,500ha〕	99.9% (99.8%)	380ha 〔380ha〕	97% (91%)	200ha 〔210ha〕
富岡町	100%	6,000件	100%	670ha	100%	460ha	100%	170ha
飯舘村		2,000件		1,900ha		1,500ha		310ha
双葉町		97件		100ha		6.2ha		8.4ha
川俣町		360件		600ha		510ha		71ha
葛尾村		460件		470ha		630ha		110ha
大熊町		180件		170ha		160ha		31ha
川内村		160件		130ha		200ha		38ha
楡葉町		2,600件		830ha		470ha		170ha
田村市		140件		140ha		190ha		29ha
実施数量合計				22,000件				8,100ha

- ・実施率は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等が占める割合。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。
- ・面的除染の対象となる森林とは、住居等の近隣の森林を示す。
- ・実施率欄の（ ）内は前月のもの。
- ・南相馬市の宅地については、未同意等を含んだ数量を対象数量として実施率を算出。【 】内は、平成27年度までに除染を行える環境が整った画地数に係る実施率。
- ・面的除染終了以降に除染の実施を希望された箇所や、除染の実施の同意が得られた箇所については、引き続き除染を実施している。